

【利用施設別】 幼児教育・保育の無償化 制度と手続きのご案内

- 無償化の制度（対象となる要件、内容）と必要な手続き等についてのお知らせです。お手元に保管してください。
- 特に「施設等利用給付認定」の保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）を受ける場合はよくお読みいただき、必要な届出など、手続きの漏れが無いようご注意ください。



1 無償化の対象・上限額など

● 基本の保育料

「施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）」を受けたすべての子どもの保育料が、**月額 25,700 円**を上限に無償化（補助）されます。

※ 実費徴収される費用（通園送迎費、教材費、行事費、給食費など）は無償化の対象外です。

● 預かり保育料

「施設等利用給付認定（新2号・新3号）」を受けた場合は、基本の保育料に加え、預かり保育の利用料が「**450 円×利用日数**」を基準に、月額 11,300 円（市民税非課税世帯の満3歳児は月額 16,300 円）まで無償化（補助）されます。

※ 預かり保育は、必ずしもご希望の時間や日数で利用できるものではありません。

2 施設等利用給付認定の申請について

(1) 認定区分（施設等利用給付認定）

新1号認定	満3歳児以上で、次項の「保育を必要とする事由」に該当しない子ども
新2号認定	3歳児クラス以上で、次項の「保育を必要とする事由」に該当する子ども
新3号認定	市民税非課税世帯の満3歳児で、次項の「保育を必要とする事由」に該当する子ども

(2) 保育を必要とする事由、必要な書類など（新2号・新3号認定を希望する場合）

保育を必要とする事由	内容及び必要書類
就 労	すべての保護者が就労している（月64時間以上の就労実態を客観的に確認できる場合に限る）。 ・就労している保護者全員の就労証明書（伊勢原市指定様式）。 ・就労証明書に加えて、確定申告書、給与明細書、シフト表、営業許可証、農業経営申立書など、実態を確認できる書類が必要な場合があります。
妊娠・出産	出産（予定）日の前後8週間にあたる。 ・出産（予定）日が記載された母子健康手帳など。
疾病・障がい	保護者の障がいや疾病のため保育が困難な状態にある。 ・障害者手帳、療育手帳、保育が困難な状態を明記した医師の診断書など。
介護・看護	同居の親族の介護・看護などのため、保育が困難な状態にある。 ・被介護者の診断書、要介護認定証、ケアプランなど。
災害復旧	災害からの復旧のため保育が困難な状態にある。 ・罹災証明書、申立書など。
求職活動 （起業準備を含む）	保護者の求職活動のため保育が困難な状態にある。 ・ハローワークカード、雇用保険受給資格者証、求職活動申立書など。
就学 （職業訓練を含む）	保護者の就学のため保育が困難な状態にある。 ・在学証明書、学生証、カリキュラムなど。
その他	その他市長が認める場合（虐待被害等のおそれがある場合など）。

※ 保育の必要性の認定について、定期的の実態調査を行います。申請内容に虚偽等があった場合や事実を確認できない場合は、認定の取り消しや無償化分の返還を求める場合があります。

(3) 認定の申請方法

● 申請に必要な書類

- ・新1号認定 : 給付認定申請書
- ・新2号、新3号認定 : 給付認定申請書、保育の必要性を証明する書類、非課税証明書

新3号認定のみ。マイナンバー制度による情報連携で照会できる場合は不要です。

※ 申請書などは市担当課窓口で配布のほか、市ホームページからダウンロードも可能です。
※ 新2号、新3号認定の申請に必要な書類は世帯状況により異なります。書類に不備や不足があると認定できないため、ご不明な点等ございましたら事前に市へお問い合わせください。

● 申請書類等の申請先と申請期限

<市内幼稚園を利用する方>

	新1号認定の場合	新2号、新3号認定、認定変更の場合
申請先	利用施設へ申請書類等を提出	市役所子ども育成課
申請期限	利用施設が指定する日まで	認定を希望する月の前月15日まで

<市外幼稚園を利用する方>

申請先 : 市役所子ども育成課へ申請書類等を提出（郵送可）

申請期限 : 認定を希望する月の前月15日まで

（施設によっては、施設経由の提出が必要な場合があります。事前に利用施設へご確認ください。）

※ 15日が土・日曜日、祝日の場合はその前の平日までに書類を提出してください。

※ 認定の結果は、概ね認定希望月の前月25日頃に市から保護者に通知します。

※ 認定を受ける前に利用したサービスは無償化の対象にはなりません。

(4) 認定後に家庭状況等に変更が生じた場合に必要な届出

施設等利用給付認定を受けた場合、次のような変更が生じたときは速やかな届出が必要です。

届出に必要な書類を確認のうえ、届出の事由が生じる前月の15日（15日が土・日・祝日の場合はその前の平日まで）までに、市役所子ども育成課まで届け出てください。

届出の事由	届出の対象者
利用する施設を変更、追加するとき	新1号認定
結婚、離婚、同居、転出、氏名の変更などをするとき	新2号認定・新3号認定
退職や転職をするとき	新2号認定・新3号認定
勤務時間や日数が変わるとき	
妊娠・出産する（した）とき	
育休を取得するとき	
その他、保育を必要とする事由に変化が生じたとき	

※ 届出する際は、事前に利用施設にも届出する内容をお伝えください。

※ 届出をせずに利用したサービスは無償化の対象にならない場合があります。

3 無償化（補助）の受け方について

● 基本の保育料（新1号・新2号・新3号の方）

⇒ 市が施設に支払うため、保護者の支払いはありません。

※ 保育料が25,700円を超える場合は、超えた分を保護者が直接施設へ支払います。

● 預かり保育料（新2号・新3号の方）

⇒ 3カ月ごとに、保護者が市へ請求する必要があります。

【請求の流れ】

- ① 保護者が施設に預かり保育の利用料を支払います。
- ② 3カ月ごとの各請求月に、保護者が施設に請求書や領収証等の発行・配布を依頼します。
- ③ 保護者が請求書に必要事項を記入・押印し、領収証等を添付して市へ提出します。
- ④ 請求月の翌月末頃に、市が保護者の口座へ支払います。

【請求の対象利用期間と請求月】

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ・ 4～6月利用分 → 7月請求 | ・ 7～9月利用分 → 10月請求 |
| ・ 10～12月利用分 → 1月請求 | ・ 1～3月利用分 → 4月請求 |

【請求書の提出方法】

	市内幼稚園を利用する方	市外幼稚園を利用する方
申請先	利用施設へ請求書等を提出	市役所子ども育成課へ請求書等を提出（郵送可）
申請期限	利用施設が指定する日まで	<u>各請求月の25日</u> （25日が土日祝日の場合はその前の平日）まで

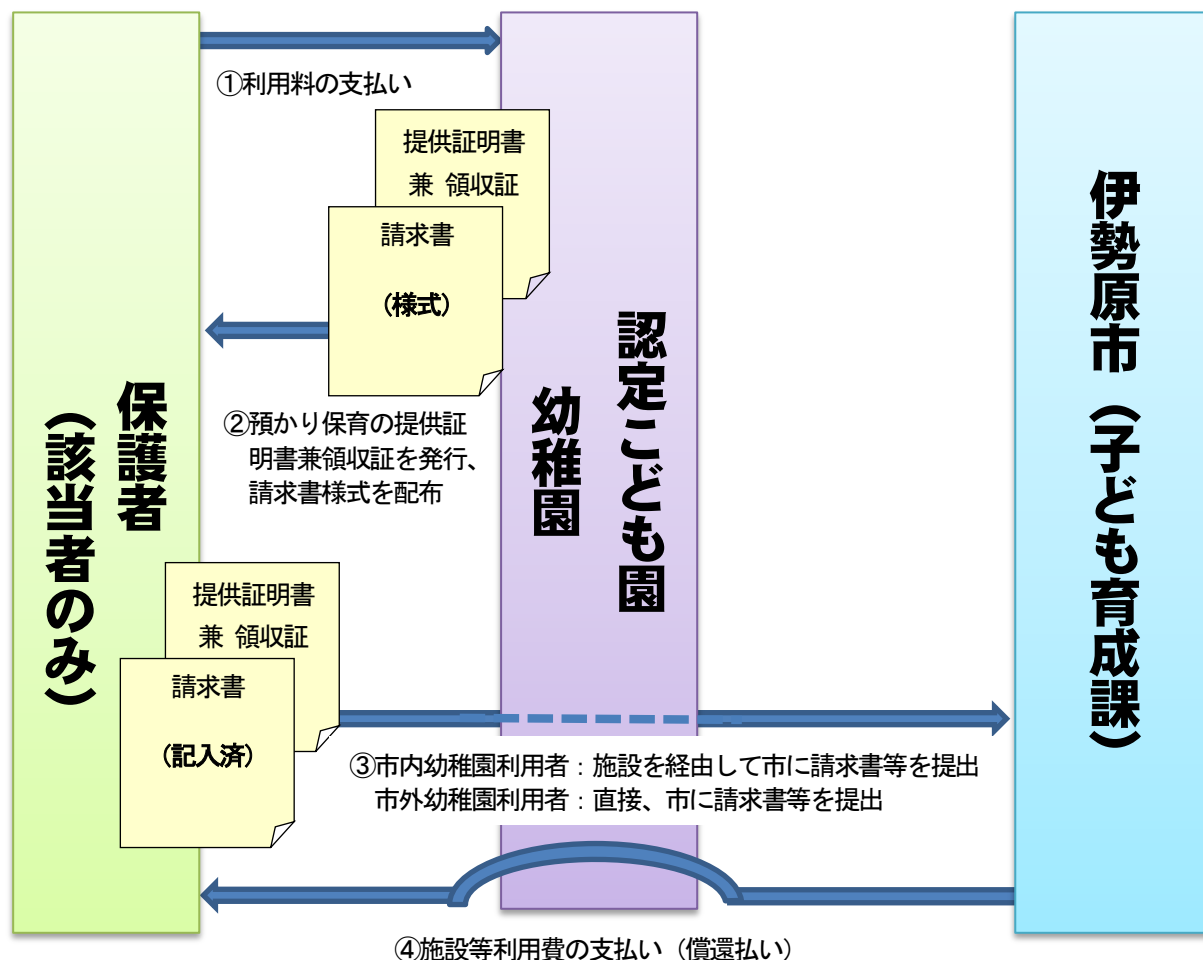
※ 領収証の発行が上記の請求月に間に合わない場合は、その次の請求月に繰り越して請求できます。（4～5月分を7月に請求、6～8月分を10月に請求…）

※ 請求の権利は、利用月の翌月1日から2年間を経過すると、時効により消滅し、請求できなくなります。期間内の提出をお願いします。（期間内に市に書類が到着している必要があります）

※ 書類に不備や不足がある場合は無償化（補助）を受けられません。

※ 認定の有効期間にご注意ください。有効期間外に利用したサービスは無償化対象外です。

【参考】 預かり保育料の無償化給付（施設等利用費）の受け方フロー図



- ① 保護者が施設に預かり保育の利用料を支払います。
- ② 3カ月ごとの各請求月に、保護者が施設に請求書や領収証等の発行・配布を依頼します。
※ ご利用の施設により、書類の様式や発行時期が多少異なる場合があります。
- ③ 各請求月の25日(25日が土日祝日の場合はその前の平日)までに、保護者が請求書に必要事項を記入・押印し、領収証等を添付して市へ提出します。
- ④ 請求月の翌月末頃に、市から保護者の口座へ支払います。

4 保育料以外の費用について

通園送迎費、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象になりません。直接、施設にお支払いください。

なお、年収が360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子どもは、給食の副食費が補助の対象となります。副食費の補助対象となる方には、個別にお知らせします。

※ 「年収の基準」や「第3子以降」のとらえ方や数え方は、認定区分などにより異なります。

《手続きに関する問い合わせ先》

伊勢原市子ども育成課 TEL:0463-94-4638・4641